

令和4年第15回野洲市教育委員会定例会 議事録

○日 時 令和4年11月16日

開会時刻13時30分

閉会時刻16時05分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

委 員 山崎 玲子 委 員 本田 亘

○説明員

教育部長

馬野 明

教育部政策監（幼稚園教育担当）

田中 源吾

教育部次長

北脇 康久

教育部次長（学校教育担当）

井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当）

武内 佳代子

教育部次長（文化財担当）

行俊 勉（兼文化財保護課長・歴史民俗博物館長）

こども課長

西村 一嘉

学校教育課参事

吉田 享史

ふれあい教育相談センター所長

橋本 すみ江

学校給食センター所長

北村 和夫

生涯学習スポーツ課長

井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課参事

菱沼 由美

国スポ障スポ大会推進室主席参事

吉川 一仁

スポーツ施設管理室長

小山 茂

野洲市文化ホール館長

中川 靖

野洲図書館長

宇都宮 香子

人権施策推進課長

山本 隆一

教育総務課長（事務局）

鎌田 征隆

教育総務課職員（事務局）

枝 瑞紀

【西村教育長】 それではこれより令和 4 年第 15 回野洲市教育委員会定例会を開会します。本日の出席委員は全員ですので会議は成立しています。

次に日程第 1、会期の決定についてですが、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りとします。

次に日程第 2、令和 4 年第 14 回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和 4 年第 14 回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と山崎委員にご署名をお願いします。

次に日程第 3、令和 4 年第 15 回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、南出委員と本田委員を指名します。よろしくお願いします。

次に日程第 4、教育長事務報告に移ります。先月 19 日から昨日までの事務報告について別紙をご覧ください。まず 10 月 19 日、市長表敬訪問同席とあります。これはカヌーで世界大会 2 位になった岩井さん、一昨年はサップで世界大会に出られたんですが、今回はカヌーで 2 位になったということで賞状とメダルを持って市長のところへお見えになりました。

それから、10 月 22 日、23 日、県人権教育研究大会がありました。両方とも参加しまして、1 日目が八日市文化芸術会館であったんですが、今、文化ホールの集約をしているのでここの収容人数が気になりまして数えると 800 人ほどのこじんまりとしたホールでした。

この大会の中で特に印象に残ったのは 2 日目です。能登川のコミセンでの特別分科会で、テーマは夜間中学校についてだったんですが、今、文部科学省が各県と政令指定都市には 1 校ずつ夜間中学校を作るように進めています。滋賀県もまだ夜間中学校はできていませんので、滋賀県の夜間中学校をどうするのかについて、夜間中学校を研究されている大学の先生に来ていただいて話をしていただき、その後質疑応答という流れでした。滋賀県は今開設準備を進めているという段階でした。

それから 10 月 26 日、中主中学校の職場体験学習がありましたので、富波のセブンイレブンと図書館を見に行きました。中学校 2 年生がそれぞれ頑張ってやっていました。「声かけなどお客さんの対応をするのが緊張しています」という話でした。それから、この日の夕方ですが、湖南 4 市の教育長会を行っています。大体学期に 1 回ずつぐらい、草津、守山、栗東、野洲の 4 市の教育長がいろんな情報交換をする会を行っています。うちが不祥事がありましたのでその対応についても論議しました。その時にびっくりしたのは、スクールロイヤーを草津も栗東も組織的にちゃんと付けておられました。守山はスクールロイヤーとしては位置づけをしていないけども、市の顧問弁護士さんの中に教育担当を置いていると

いうことで、ある程度教育に詳しい方に相談役になってもらっているということでしたので、うちもそういうところが大事だなという印象を受けました。

続いて10月31日、11月1日に県都市連協の県外研修、第2ブロックは県の西日本の教育長、教育委員さんの研究会が長崎でありました。瀬古委員と南出委員にも参加していただきましたので、一言ずつ感想をお願いします。

【瀬古委員】 1日に分科会があり、私は「文化財の保護・継承とふるさと教育」をテーマにした分科会に参加しました。キーワードは「ふるさと教育」です。福岡県の宗像市と長崎県の南島原市から事例発表がありました。それぞれ古代信仰やキリシタン関連の古代文化遺産を有しています。両市とも世界遺産を核に小中一貫、9年間のカリキュラムを作成し副読本も作り、学年に応じて系統的に学習内容を配列して、市内のどの学校でもどの学年でも学習指導案を共有しています。特定の学校ではなく全ての学校で同じ学習指導案を共有していると。子どもたちは自分たちの地域が持っている文化遺産を深く学んで、最終成果として地域の魅力をどのように市民に伝えるか。学習するだけでなく伝え方を学んでいます。今の時代ですから、子どもたちはICTを活用して動画映像を製作しYouTubeで発信しているという事例でした。

もちろん、世界遺産ということだけではなく、それぞれの地域には他にはない歴史とか育まれた遺産・文化が必ずあるはずなので、野洲の将来を担う子どもたちには、まずは野洲の文化遺産について深く知ることから始め、ふるさとについて学年に応じて系統的に深く学習し、将来子どもたちがどの世界で活躍するようになっても野洲を誇りと自信をもって語ってほしいと思いました。

【西村教育長】 ありがとうございます。それでは南出委員。

【南出委員】 私の参加した分科会では高知県の黒潮町と長崎県の島原市が担当されました。まず高知県は津波によって将来町がなくなるかもしれないという危機感を持たれていて、命の教育の観点から防災教育をされています。学校内で防災訓練をするだけでなく、町ぐるみで子どもからお年寄りまでが一緒になって訓練をされているという事例をご説明いただきました。おそらく野洲市はそこまでの危機感は持てないと思います。ただ、その説明を聞いて、防災訓練を経験することで今までそういう訓練に参加されていなかったお年寄りが、地元の中学生在が迎えに来てくれたのなら行こうかなという意欲的な感情ももってくださいますし、もし地震があったときに自分たちだけでなく「あのおばあちゃん大丈夫かな」と気にかけることが自然に備わるのではないかと思います。難しいかもしれませんが、そういう地域ぐるみで防災訓練ができるといいなと思いました。

もう一点、全体会では大分県の玖珠町から発表していただきました。印象に残ったことは、地域の方々との経験により子どもたち自身が地域を守っていこうという気持ちにつながったことです。これからは地域とのつながりをどんどん広げていく必要があり、おっしゃっていたことは、ふるさとを語る子育て、ふるさとを語る子どもたちを育てていく取り組みでした。それは野洲でもすぐにやっつけていけることではないかと思いますので、実践していただければいいなと思いました。

【西村教育長】 ありがとうございます。全体を通じてふるさと学習、自分の地域をしっかりと見つめて地域を誇りに思える子を育てると。長崎は過疎化がかなり進んでいるという

お話がありました。長崎だけではなく、過疎は日本中どこも避けられないだろうと言われていますが、その中で今いる人たちがいかに地域でいきいきと生きていけるのかということ。そのいきいきと生きていけるためには地域内での人のつながりが大事だということが一貫して出てきたテーマだったと思います。以上が県外研修についてです。

あと、11月9日にB&Gの全国教育長会がありました。いつもは1泊2日なんですが、この日は午後の開催です。B&Gの施設が全国で300ほどあります。そのうちの176人の教育長さんがお見えでした。そこでお話があったのは広島県の教育長で平川さんという方、元々民間のリクルート出身で横浜の中学校の校長を6年ぐらいされて、その後5年ほど前から広島県の教育長をされています。この方が民間目線で学校を見ているんな教育改革をされています。例えば中学校から高校へ入試の際に試験と内申書があるんですが、その所見欄をなくしたと。なくしてどうしたのかということ、自己アピールの評価を入れたと。所見とって担任がたった1年を見て書くといっても1、2年生の頃のことは分からないし断片的にしか評価できないということで、それはやめよう。内申書のために子どもがびくびくするようなことがあるというも聞いているから、それならやめよう。子どもが自分のアピールを書いてそれを評価にしようということで取り組みをされています。

あと高校改革で、トップレベルの子が高校を卒業すると広島から大阪や東京などにどんどん出ていくと。広島に残って支えてくれるのがどういう子かということ、商業高校とか農業、工業高校を卒業した子どもの多くが地域に残って広島の中で生きていくからこそ、この子どもたちに生きる目的をしっかりと持ってもらうことが広島をよくすることだということ、まず4校の商業高校で、「こんな学校来たくなかった」とか「ここしか行くところがない」と言われてきた子は授業へのモチベーションが低い子が多く、授業中寝ているという状況を何とかしたいという思いから、高校の先生を連れてアメリカの職業高校を実際に見に行かれました。そこではみんなが積極的に手をあげて授業に参加していて、広島とどう違うのかと考えた末に新しいカリキュラムを作られました。それが「生きる」ということです。

「何のために高校へ来たのか」とか「何のために高校を卒業するのか」、「卒業してどういうふうに生きていくのか」を大事にする授業を週4時間やっていくというふうにされたそうです。まず自分の一生をグラフに書いて、変化の部分にどんなことがあったのかを思い出しながら書き込んでいくという自分史を整理するのです。それができたら自分はどのような生き方をしてきたのかが分かって、今度はそれを友達と交換してお互いに説明し合うと「相手もこんなにしんどいことがあったんだ」ということが分かって、そこから人間関係が深まっていくという授業です。それを1年間やっていく中で商業高校の1年生が大きく変わって、次に工業高校、今年から農業高校にもそれを持ちこんだというお話をされていました。非常におもしろい取り組みの報告でした。

それから次に11月11日、滋賀のバスケのチームであるレイクスターズがバスケットボールを学校に寄贈するという運動を続けておられます。去年もいただいたんですが、今年は6つの小学校へバスケットボールを5個ずつ提供していただくということで、市長を含めてセレモニーを行っています。

それから昨日、地域学校協働活動推進員連絡協議会があり、コミュニティスクールの発足に向けて推進員さんたちが中心となりそれぞれの学校の管理職と一緒にコミュニティスク

ールの発足に向けて動いていただいています。三上小と北中の現状について報告をいただいています。

以上で事務報告を終わりたいと思います。何かご質問等ございますか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第 5、付議事項（1）議案に移ります。

議案第 54 号、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例に係る事務の移管のための整理に関する条例について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 教育部北脇です。議案第 54 号、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例に係る事務の移管のための整理に関する条例についてご説明いたします。議案書 1 ページ、議案書関係資料も 1 ページから 21 ページをご覧くださいと思います。

まず議案書 1 ページから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき教育委員会所管の条例について意見を提出するものでございます。提出理由のとおり、教育委員会が所管する文化及びスポーツに関する事務の一部を令和 5 年度から市長部局に移管しようとするに伴い、その関連する施設ごとの設置及び管理に関する関係条例及び個別の附属機関、これはスポーツ推進審議会条例になりますが、その設置条例を一括改正をしようとするものでございます。

議案関係資料 20 ページをご覧ください。この条例の整理に関してですが条例制定の前提としまして、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を 11 月議会に市長部局の総務部から制定する議案が提出されます。提出理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項、これが 21 ページに抜粋しています。これによりスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）と、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）について地域振興やまちづくり分野を効率的にするため、新年度から市長部局に移管されるために提出されるものでございます。

ちなみに、抜粋の第 2 項を見ていただきますと、議会から教育委員会の意見聴取の部分の法律となっております。これに基づきまして、先般、日程を取っていただいております 11 月 30 日水曜日午後 2 時から臨時会ということで、この法律に基づきご審議を頂きたいと思っております。市長部局の総務部のほうでまず制定をされますこの条例を受けまして、改正する関係条例につきまして、制定文ということで挙げさせていただいております。まず文化に関する条例につきましては、第 1 条を見ていただきますと、2 ページの上のほうです。括弧書きで野洲市文化ホール条例の一部改正ということで第 1 条を定めております。それとスポーツに関する条例としましては第 2 条を見ていただきますと、野洲市スポーツ推進審議会条例の一部改正について。第 3 条を見ていただきますと、野洲市総合体育館条例の一部改正。第 4 条を見ていただきますと、野洲市市民グラウンド条例の一部改正。第 5 条を見ていただきますと野洲市中主 B&G 海洋センター条例の一部改正。第 6 条の野洲市なかよし交流館条例の一部改正について。第 7 条の野洲市余熱利用施設条例の一部改正でございます。そして、4 ページの一番下になりますが、付則としまして第 3 項で野洲市使用料条例の一部改正についてを制定をしているものでございます。改正の具体的な内容につきましては、主に関係条例の規定中の「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」

にそれぞれ当てはめ、必要な文言を整理するものでございます。施行日につきましては令和5年4月1日としています。

議案書関係資料の1ページから19ページまでをご覧頂きたいと思います。こちらでは先ほどの第1条から第7条および附則にかかる新旧対照表となっております。

議案書1ページに戻って頂きたいと思います。当該条例につきまして、教育委員会として適正と認める意見を提出しようとするものでございます。説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第54号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第54号、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例に係る事務の移管のための整理に関する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第54号は可決されました。

次に議案第55号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。北協次長をお願いします。

【北協教育部次長】 議案第55号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書5ページからと関係資料22ページからお願いします。

まず議案書5ページをご覧いただきたいと思います。本議案につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律29条の規定に基づき、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について意見を提出するものでございます。提出理由のとおり、教育委員会が所管する文化およびスポーツに関する事務の一部を令和5年度から市長部局に移管しようとするに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、学校給食に係る附属機関である野洲市学校給食運営委員会、野洲市学校給食献立検討委員会、および野洲市学校給食物資選定委員会を整理統合し、効率化を図るためにこれら3つの委員会を1本化するものでございます。

議案書6ページをご覧いただきたいと思います。こちらの教育委員会にかかる部分につきましては、第2条の中段以降をご覧いただきたいと思います。こちらの資料なんですけれども、第1条につきましては政策調整部所管の野洲駅南口周辺整備構想の関係となっております。一括で議会へ提案をすることになっております。今回、この第2条についてご説明をさせていただきます。議案関係資料の22ページにつきましては、野洲市附属機関設置条例の新旧対照表となっております。左上に第1条関係と書いておりまして、こちらが政策調整部所管の部分になります。

めくっていただいて25ページからになりますが、左上に第2条関係となっております。こちらが教育委員会所管の部分になります。改正の内容につきましては、事務移管にかかるもので、26ページの別表1の第1をご覧いただきたいと思います。こちらで市長の部の野洲市要保護児童対策地域協議会の委員の所属機関の名称につきまして、生涯学習スポーツ課から生涯学習課に変更するものでございます。同じく別表第1、こちらでは教育委員会の部の野洲市学校給食運営委員会の改編としまして、野洲市学校給食運営委員会の名称を、野洲市学校給食センター運営委員会に変更するものでございます。また委員定数を15人以内

から 20 人以内に委員構成を改めるものでございます。これに伴いまして、野洲市学校給食  
献立検討委員会および野洲市学校給食物資選定委員会を廃止するものでございます。同じ  
く 31 ページをご覧くださいと思います。こちらは別表第 2 になります。事務移管に  
かかるもので、市長の部に新たに野洲市スポーツ推進審議会を加え、教育委員会の部の野洲  
市スポーツ推進審議会を削除するものでございます。

議案資料の 7 ページをご覧くださいと思います。一番最後のほうになりますが、今  
回の附属機関の第 2 条が教育委員会の部になりますので、付則以下の文言で第 2 条の規定  
は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案書を 5 ページに戻っていただきまして、当該条例につきまして、教育委員会として  
適正と認める意見を提出しようとするものでございます。説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 55 号について、ご質問等は  
ございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 学校給食に係る 3 つの委員会を整理統合して一つにするということですが、  
これは事務移管に関わるものではないですね。そうすると、なぜこのタイミングで 3 つの  
委員会を一つにする必要があるのか。その理由を聞かせていただきたいと思います。

【西村教育長】 北村所長。

【北村学校給食センター所長】 学校給食センターの北村です。前から 3 つの委員会を給  
食センターでもっていましたが、これらの連携がうまく取れていなかったので一つにまと  
めて献立検討委員会と物資選定委員会を運営委員会の分科会として機能させるというこ  
とで一体的な運営を図るということの前々からその話があったんですが、今回条例改正があ  
りましたのでそこに合わせて整理統合するということになりました。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 今の説明を聞いていると、前から 3 つを一つにしたかったが、言い方は悪い  
ですが事務移管のどさくさに紛れて一緒にしたというように聞こえるのですが、必要性と  
いうことであればなぜ元々 3 つもあったのか。私も以前からなぜ 3 つに分けているのかと疑  
問に思っていました。それには理由があつてできたものだと思っていました。この際に一  
緒にしますというのは説明の説得力としては弱いかと思いますがいかがですか。

【西村教育長】 北村所長。

【北村学校給食センター所長】 私も 4 月からきまして、それぞれ独立して動いています  
ので連携が取れていないのは気づいていました。学校給食センター運営委員会の議論を元  
に献立検討、物資選定と流れていくのが通常かと思うのですが、委員構成として運営委員  
会のメンバーに、献立検討委員会と物資選定委員会に重複している方がおらず、運営委員  
会内の議論を知っている委員さんがいなかったら献立や物資を決定する委員会の機能を正  
しく発揮するためには運営委員会の議論に参加していただいた方にしてもらうことが本来  
の姿なのか。そうすると一本化して分科会という形にするのが良いかと考えました。一本  
化するのが先だと思いますが、事務移管が先に来たということでそれならば条例を直す  
タイミングのほうが効率的だということになりました。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 では別の言い方で聞きたいと思います。現在は給食運営委員会が 15 人以内

で、献立検討委員会が 10 人以内、物資選定委員会も 10 人以内で合計 35 人ですが、それを今回 20 人にするという事ですね。今までは委員が重複していなかったということですが、所定の目的を達成するのに、15 人減の 20 人で足りるのでしょうか。

【西村教育長】 北村所長。

【北村学校給食センター所長】 今まで 3 つの委員会にそれぞれ園、小中学校の保護者さんに参加していただきました。その人数が今回一緒になることによって運営委員会に参加された方が出席する回数は増えますが委員会としての保護者の数が減らせる、献立や物資の全般についてご意見がいただけるというふうに考えたわけでございます。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。重複する保護者や学校関係者を整理して 35 人の委員を 20 人で運営できるということなので、事務の簡素化、効率化が図れると理解をしておきます。

【西村教育長】 では他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 55 号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 55 号は可決されました。

次に議案第 56 号、野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。橋本所長をお願いします。

【橋本ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの橋本です。野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書 8 ページをご覧ください。まず資料の訂正をお願いします。上段にあります「市長から野洲市ふれあい教育相談センターの一部を改正する条例」とありますが「条例」が抜けておりました。申し訳ございません。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の条例について意見を提出するものです。提出理由のとおり、ふれあい教育相談センターの移設に伴う位置の変更、ことばの教室事業を発達支援センターへ移管することに伴う関連条文の改正を行うものです。施行日は令和 5 年 4 月 1 日、ただし第 2 条、センターの位置の改正につきましては新たに設置した野洲市ふれあい教育センターの開所の日を施行日としています。新センターの開所日につきましては、ただ今工事中ですが本日報告事項⑦に挙げさせていただいているとおり、令和 5 年 3 月 24 日までの工事期間でしたが、その延長を見込んでおります。現時点では具体的な開所日が決まっていないことからこのような定めとしています。

議案関係資料の 32 ページをお願いします。第 1 条はセンターの設置目的になります。3 行目の「並びに」に続く文言はことばの教室事業についての規定となっておりますので、今回削除となります。第 2 条はセンターの位置を定めるものですが、位置については現センターの隣接地の地番に変更となります。第 4 条はセンターの業務を定めていますが、第 3 条のことばの教室に関する事について削除しようとするものです。説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 56 号について、ご質問等は

ございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 56 号、野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 56 号は可決されました。

次に議案第 57 号、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 議案第 57 号、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見についてご説明いたします。議案書 10 ページからと議案書関係資料 34 ページからをお願いします。

まず議案書 10 ページ、本議案につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を提出するものでございます。提出理由にありますように、今回の補正では野洲市一般会計歳入歳出予算の総額に 1 億 6,518 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 269 億 491 万 9,000 円とするものでございます。そのうち歳出の教育費予算としましては、歳出予算の総額から 3 億 1,888 万円を減額し、教育費歳出総額を 47 億 1,160 万 3,000 円とするとともに、当該教育費に係る財源更正をするものでございます。

議案関係資料の 45 ページをお願いします。歳入歳出補正予算の歳出の表になります。随時説明をさせていただきます。10 の教育費のうち、職員給与費を除く補正額 2 億 6,802 万 2,000 円の内訳につきましては、項 1 の教育総務費で 24 万 5,000 円の増額。項 2 の小学校費で 3 億 5,896 万 4,000 円の減額。項 3 の中学校費で 6,154 万 5,000 円の増額。項 4 の幼稚園費で 429 万 6,000 円の増額。項 5 の社会教育費で 393 万 6,000 円の増額。項 6 の保健体育費で 60 万円の増額。項 7 の学校給食費で 2,032 万円の増額です。詳細につきましては、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費、事業名 5 教育振興事業費では、通信運搬費 24 万 5,000 円を増額するものです。これは新型コロナウイルス感染症に伴う学校給食費の還付が増加しており、その手続きに必要となる郵便代を増額するものでございます。

続きまして、項 2 小学校費、目 1 小学校管理費、事業名、小学校管理運営費では燃料費 339 万円、光熱費 1,300 万円、通信運搬費 81 万 7,000 円、庁用備品費 334 万 1,000 円を増額するものでございます。燃料費ではガス代の単価上昇によるものでございます。光熱水費では電気料金の上昇によるものでございます。通信運搬費では電話代の執行額が現行予算額を超えるものであるため、必要額を増額するものでございます。庁用備品費では令和 5 年 4 月から特別支援学級等の新設、または増設が予定される小学校に必要となる備品を購入するため増額するものでございます。

次に、目 1 小学校管理費、事業名 3 小学校施設整備費では、監理委託料 453 万 9,000 円、工事請負費 3 億 7,497 万 3,000 円を減額するものでございます。監理委託料では中主小学校旧館棟改築工事の工期見直しにより、新館棟大規模改修工事監理業務委託が今年度中に着手することが困難となったためでございます。工事請負費では委託料と同じ理由で減額となっております。これにより特定財源としまして、国の学校施設環境改善交付金 3,366 万 6,000 円の減額、市債の小学校施設整備事業債 2 億 8,340 万円を減額するものでござい

す。

続きまして項3中学校費、目1中学校管理費、事業名、中学校管理運営費では燃料費392万4,000円、光熱費700万円、通信運搬費18万1,000円、庁用備品購入費255万4,000円を増額するものでございます。燃料費ではガス代の単価上昇によるものでございます。光熱水費では電気料金の上昇によるものでございます。通信運搬費では電話代の執行額が電気料予算額を超える見込みであるため必要額を増額するものでございます。庁用備品購入費では、令和5年4月から普通教室の増級が予定されている野洲北中学校と特別支援学級増の中主中学校に必要となる備品を購入するため増額するものでございます。

続きまして、目1中学校管理費、事業名、中学校施設整備費では監理委託料240万5,000円の増加、仮設校舎リース料431万9,000円の減額、工事請負費4,980万円を増額するものでございます。監理委託料では中主中学校および野洲中学校の空調設置工事にかかる監理業務委託を発注するものでございます。仮設校舎リース料では、野洲北中学校仮設校舎リース料にかかる執行残額を減額するものでございます。工事請負費では中主中学校の特別教室4室と野洲中学校の特別教室5室に空調機器を新たに設置するものでございます。特定財源としまして、中学校の空調機器整備により国の学校施設環境改善交付金902万3,000円、市債の中学校施設整備事業債2,720万円を増額するものでございます。

続きまして、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、事業名、幼稚管理運営費では、光熱水費429万6,000円を増額するものでございます。これは電力供給事業者の変更により電気料金の単価が上がったことによるものでございます。

続きまして、項5社会教育費、目5文化財保護費、事業名、会計年度任用職員雇用費では会計年度任用職員報酬19万3,000円を増額するものでございます。これは受託発掘調査事業の発掘調査に伴い調査に係る職員雇用費です。特定財源としまして発掘調査原因者負担金を充当するものでございます。

続きまして、目5文化財保護費、事業名、受託発掘調査事業費では消耗品費2万3,000円、燃料費4,000円、印刷製本費3,000円、作業員派遣委託料57万8,000円、重機等機材借上料20万6,000円を増額するものでございます。これは受託発掘調査事業に対応するための発掘調査に要する経費でございます。特定財源としまして、発掘調査原因者負担金を充当するものでございます。

続きまして、目6文化振興費、事業名、文化ホール・小劇場管理運営費では、燃料費1万2,000円、光熱水費253万3,000円、修繕料53万6,000円を増額、機械機器購入費124万1,000円を減額するものでございます。燃料費では公用車のガソリン代の単価上昇によるものでございます。光熱水費ではガス代の単価上昇によるものでございます。修繕料は野洲文化ホール舞台の雨漏りなど施設の緊急修繕を行うものでございます。備品購入費では、電話機購入にかかる執行差額を減額するものでございます。特定財源につきましては、次の4の文化ホール小劇場文化振興事業費の17万6,000円の減額がございます。その減額によりその分の文化振興事業収入を充当するものでございます。

続きまして、目6文化振興費、事業名、文化ホール・小劇場文化振興事業費では通信運搬費12万円、派遣委託料30万4,000円を増額、共催事業費負担金60万円を減額するものでございます。通信運搬費では鑑賞型事業の宣材送付で活用しているメール便の単価が上昇

したことによるものでございます。委託料ではNHK公開番組録画事業の実施にあたり、コロナ禍で感染防止対策を行う運営スタッフを派遣するための派遣委託料を増額するものでございます。また共催事業としまして、計画していた事業が新型コロナウイルス感染症の影響により公演中止となったことから、共催事業費負担金を減額するものでございます。この減額により財源充当している文化振興事業収入を17万6,000円減額するものでございます。

続きまして、目6文化振興費、事業名、さざなみホール管理運営費では燃料費1万7,000円、修繕料14万6,000円の増額、施設等管理委託料16万3,000円を減額し、組替補正をするものでございます。燃料費ではガソリン代の単価上昇によるものでございます。修繕費は、研修棟側男子トイレの小便器の緊急修繕を行ったものでございます。施設等管理委託料では空調設備保守点検等業務委託の執行残額を減額するものでございます。

次に、目7博物館費、事業名、博物館管理運営費では修繕料126万5,000円を増額するものでございます。これは開館以来30年以上経過している歴史民俗博物館体験工房室の空調機が故障し作動しなくなったことにより、機器の更新を行うものでございます。

続きまして、項6保健体育費、目2体育施設費、事業名、総合体育館管理運営費では燃料費60万を増額するものでございます。これは夏場の期間において、総合体育館利用者の熱中症対策として空調利用されることが多くなり、空調稼働時間が想定以上に増加したことで、重油の使用が増えたことによるものでございます。

続きまして、項7学校給食費、目1学校給食センター費、事業名、給食センター施設管理費では燃料費776万円、光熱水費1,256万円を増額するものでございます。燃料費は世界的な石油価格上昇に伴うLPガス価格の高騰によるものでございます。光熱水費は電力供給事業者の変更により電気料金の単価が上がったことによるものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。こちらは市全体の人件費の補正予算となっております。こちらにつきましては、4月1日以降の人事異動などに伴う職員給料や各種手当の変動による人件費の補正となっております。そのうち教育費における目ごとの人事異動による人件費の補正につきましては、49ページから61ページとなっております。教育費の合計額といたしましては、5,085万8,000円の減額となっております。

議案書14ページと議案関係資料48ページもお願いします。繰越明許費についてでございます。項2小学校費、目1小学校管理費、事業名、小学校管理運営費、繰越事業名、中主小学校旧館棟改築工事備品整備事業になります。こちらにつきましては、中主小学校旧館棟改築工事の工期を令和5年4月以降に延長する見通しであることから、備品購入費1,369万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第12号）につきまして、教育委員会として適正と認めるという意見を提出しようとするものでございます。説明は以上となります。

【西村教育長】ただ今、事務局より説明がありました議案第57号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】数字について教えていただきたいと思います。議案書10ページの後ろから3行目の歳出は3億1,880万円を減額し、総額を47億1,160万3,000円になると。それと議案関係資料の46ページの集計では2億6,820万2,000円を減額して47億6,246万1,000

円。それと人件費の 50 ページの教育費に係る人件費の減額 512 万 2,000 円。46 ページ下段の数字と 50 ページの教育費を足すと議案書の数字になるということですか。

【西村教育長】 北協次長お願いします。

【北協教育部次長】 説明がちぐはぐになり申し訳ございません。まず 46 ページについては給与費等を除いた部分で補正額をあげているものになります。給与関係につきましては 49 ページから 61 ページまでになりまして、これを足していくと 5,085 万 8,000 円の減額となります。それも含めたトータルは議案書 13 ページにある額ということで、これが給与費も含めた最終の補正額です。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 46 ページの下段と 49 ページから 61 ページを足した合計はどこに書いているのですか。

【北協教育部次長】 大変申し訳ございません。トータルの明示はしておりませんでして、49 ページから 61 ページまでの部分を足して積算をしたのが最終議案書の 13 ページの額です。ご指摘いただいた通り 1 枚ずつ費目ごとの表示になっていますので合計額を記載しておけばよかったんですが、合計額としましては人件費としては明示しておりません。

【瀬古委員】 分かりました。そうしたらこの 46 ページと 49 ページから 61 ページの人件費合計を足したものを分かりやすく表を作っただけでないかということが 1 点。

それと関係資料 45 ページの小学校工事請負費の 3 億 7,497 万 3,000 円の減額とありますが、その説明がよくわからなかったです。小学校の改修については土壌調査の関連もあると思うのですが、その辺りについてももう少し詳しく説明をお願いします。

【西村教育長】 北協次長。

【北協教育部次長】 その部分については、中主小学校の関連になります。4 月、5 月の土壌のヒ素との関係がありその対応をしていた関係で、当初は来年 1 月末が旧館棟改築工事の完了としており、その後、今年度中 3 月末までの延長としていましたが、5 月末までの延長を予定しています。その後に新館棟の工事にかかりますので、元々 1 月末で旧館棟を完了して今年度中に新館棟発注ということで予算を見ていたわけですが、旧館棟が年度を超えますので新館棟が今年度中の発注が難しいので、その部分の減額をしているということです。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、土壌調査によって伸びた一部が年度をまたいで来年度になると。その翌年度になる部分を一旦減額し、来年度また新たに発注するということですか。

【西村教育長】 北協次長。

【北協教育部次長】 おっしゃっていただいたとおりです。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 対業者で考えると、発注者側の都合で年度をまたぐもので、変更契約書をつくるわけですね。それを了として業者も受け入れているということですか。

【馬野教育部長】 教育部馬野です。今回減額させていただくのはまだ未発注のもので、今回、一旦全て減額させていただいて新年度に改めて発注するというので、報告事項⑥で詳しく説明させていただこうかと思っていたんですが、ヒ素による土壌汚染対策工事が、

9月7日に対策工事は完了しました。現在は建物の躯体工事をしております。先ほど説明にもありましたように、工事のスケジュールとしましては旧館棟改築工事が1月末で終わる予定だったのですが5月31日まで延ばさせていただくということで、その後にする予定だった新館棟改築工事がその影響で今年度中に着手できないということで、予定では来年6月から工事にかかれるかなということでその分を減額させていただくということです。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 今年度中に発注する予定だった部分が来年度の6月に発注するというので、その部分を減額するということですね。

【西村教育長】 馬野部長。

【馬野教育部長】 おっしゃるとおりです。また新年度新たに予算要求させていただいて発注させていただくということです。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 それは分かりましたが、そういうやり方をすると来年度発注する工事にひも付きにならないのですか。当然来年度に指名競争入札をするわけですね。しかしそれは今回とは全く別工事で指名競争入札ができるという理解でよろしいですか。

【西村教育長】 馬野部長。

【馬野教育部長】 まだ未発注ですので、発注形態としては変わらなければ同じような発注をさせていただくということで、そのことに関して何か不都合があるということはないと思っております。

【瀬古委員】 分かりました。

【西村教育長】 よろしいですか。では他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第57号、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第12号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第57号は可決されました。

次に議案第58号、令和4年度（令和3年度実施事業対象）野洲市教育委員会点検・評価について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 議案第58号、令和4年度（令和3年度実施事業対象）野洲市教育委員会点検・評価についてご説明いたします。議案書17ページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、野洲市教育委員会事務評価委員会において実施いたしました、令和3年度における教育委員会事業に係る点検評価の結果に基づき作成した報告書について議会に提出、並びに公表することについて教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書関係資料の別冊をご覧くださいと思います。まず1ページ、第1章の1の「経緯」からでございます。本制度につきましては、平成18年の教育基本法の改正および平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、全ての教育委員会に点検評価とその結果の公表が規定されたことを受けて実施しているものでございます。参考として根拠となる法律の抜粋を囲み表記で記載しております。

次に2の「学識経験を有する者の知見の活用」ですが、評価委員につきましては昨年度と同様の1号委員から3号委員までの3名の方に評価をいただいたところでございます。関係例規につきましては、「野洲市附属機関設置条例」別表、「委員の構成」を資料の27ページに添付表記しておりますので確認をお願いします。

次に2ページをめくっていただきまして、3の「対象事業の考え方」でございます。野洲市教育振興基本計画第3期に位置付けられております、施策を構成する事業の中で、第2次野洲市総合計画の主要事業の14事業と、昨年度の評価で継続すべきとなっている主な2事業を加えた16事業としております。

第2章の1の「点検・評価の方法」につきましては、評価委員会において各事業の担当課から対象事業の概要や実施状況、内部評価とその理由等のヒアリングを行い、事業ごとの課題や今後の方針などを明らかにする中で評価を行ったところでございます。評価基準につきましては内部評価の基準と同様、その進捗度と今後の方向性に向けてそれぞれ5段階の評価により行ったものでございます。これにつきましては昨年度と同様でございます。

3ページでございますが、2の「評価委員会の概要」でございます。評価委員会は3回開催いたしました。1回目の評価委員会では今制度の概要説明、評価対象事業と評価方法の決定を行いました。第2回目の委員会では対象事業担当課へのヒアリングを行い、事業ごとの進捗状況を聞くなかで、その概要や課題などについての質疑応答を行いました。第3回目につきましては、評価を審議、決定し、評価報告書の完成に向けて審議を行ったところでございます。

3の「点検・評価結果」でございますが、評価結果としまして16の対象事業について、その進捗度と方向性の評価についての記載となります。7ページ、8ページをご覧くださいと思います。こちらでは内部評価と合わせて評価結果一覧として整理をしております。進捗度につきましては3の「着手したが予定より遅延」が1事業ございます。⑥の地域に開かれた学校事業でございます。4の「予定通り進行中」が残り15事業となっております。また方向性につきましては、4の「現行通り継続すべき」が15事業で、5の「拡充して継続すべき」が1事業となっております。この拡充の事業につきましては、⑧の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の準備運営でございます。

そして3ページになりますが、そのほか、委員からの主な評価・意見について、6ページまで表記をさせていただいております。いくつかご紹介をさせていただきますと、まず3ページの①「子どもの居場所づくりの推進」では、2点目になりますが、「今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら居場所づくりに取り組む必要あるが、まずはボランティアや地域活動のリーダーの担いを手をしっかりと育成し、確保していく事で益々充実した事業になることを期待する」という意見をいただいております。

めくっていただいて4ページになります。④の「不登校やいじめ問題等に対する支援」では、2点目で「家庭訪問型学習支援が定着し、利用している保護者からは自分の子どもの変化に喜びを感じ前向きに考えられるようになってきているとの声を聞くことから、着実に事業の積み上げをしてほしい」という意見をいただいております。⑥の「地域に開かれた学校事業」では、1点目で「コミュニティスクールとして活動するための地域の主体的な推進機関を育成する必要がある、すでに設置している事例に学び研修会を開催するなど、行政が積極

的に関わって進めてほしい」との意見をいただいております。

5 ページになります。⑦「生涯学習・生涯スポーツの充実」では、1 点目で、「市民が生涯学習や生涯スポーツに主体的に取り組む機会が増えるように、市民ニーズや社会的課題に応じたメニューを充実し、また分かりやすい情報発信に努めてほしい」との意見をいただいております。⑩の「歴史文化遺産の保護・継承事業①」では、「国・県指定文化財建造物の計画的な防災設備保守点検等を実施し、適正な維持管理に努め、また安心・安全に来訪できるよう環境整備を進めてほしい」との意見をいただいております。

6 ページになりますが、⑮「通学路の交通安全」では、「PDCA サイクルを毎年繰り返すなかで、通学路の交通安全対策が徐々に改善されており評価できる」との意見をいただいております。

続きまして 9 ページになります。こちらは野洲市教育振興基本計画第 3 期の施策体系図でございます。そして 10 ページ以降につきましては、評価対象事業ごとの点検・評価シートですので別途ご覧いただきたいと思っております。説明は以上となります。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 58 号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 説明があったように、評価の中で 3 が付いているのは⑥の「地域に開かれた学校事業」だけです。令和 3 年度実績評価を見ると「キックオフ会議を開催して取り組みを始めたが各校で準備会を発足させるには至らなかった」とあり、進捗度は「着手したが予定より遅延」と。この遅延は少し遅延しているのか大きく遅延しているのか幅があると思っておりますがそこをまず聞かせていただきたいと思っております。

それからその下の欄で、「学校応援団事業を地域学校協働活動に移行させていくのが非常に難しかった。学校の思惑と地域の実態がかみ合っていない」とありますが、どのようにかみ合っていないのかを教えてくださいたいと思っております。

それから委員会評価の欄、「学校応援団事業も定着はしてきたが、地域の主体的な推進機関を育成できていない」と。総合教育会議で井上次長から説明があったと思っておりますが、その時の説明では学校応援団は学校からの依頼で動いていると。しかしコミュニティスクールでは地域からの発信で自発的に動くということでしたが、委員会評価では「地域と学校の橋渡しをするコーディネーターをまず育成することが必要だ」と。それについて市行政がもっと積極的に関わる必要があると評価しておられますが、どのようにこれを受け止めているのか。この 3 点についてお聞かせいただきたいと思っております。

【西村教育長】 井上次長お願いします。

【井上教育部次長】 令和 3 年度の事業に対する評価というところで、今年度は大きく進んでいるんですが、まず昨年度は私が兼務でしていたということがありまして遅延していたということです。当初はキックオフ会議をして 1 年で準備会までもっていきたいという目標ではあったんですが、準備会を発足させる手筈のところまで行っていなかったのも中ぐらいの遅延だったかなと思っております。

それから 2 点目の学校と地域の実態がかみ合っていないというところは、学校は学校応援団を随分頼りにさせていただいて地域の事業なども進めてきています。それを急に学校応援団がなくなるとそれはそれで困るなというところもあり、地域のほうも自分たちが主

体的に学校に関わっていくということがなかなか進んでいないということもありまして、お互いの実態や思惑がかみ合っていなかったということです。

それから 3 点目のご質問で、コーディネーターを育成するというところで、昨年度はコーディネーターの方に集まっていたいただいて、学校ごとに進捗状況も違いましたので情報交換をするというところまでとどまっておりました。今年度はきちっと担当を決めて専任でコミュニティスクールに取り組んでもらっていますので、行政が関与しながらコーディネーターの育成、あるいは推進に取り組んでいけたらと思います。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 次長がおっしゃるようにこのシートは 3 年度の評価で、中ぐらいの遅れであったと。それで、令和 4 年度に専任の参事さんに着任していただいたということですね。そうすると、4 年度はどのように進捗したのか。例えば準備会を発足させるという部分についてどのくらいの割合で発足しているのか、コーディネーターさんはそれぞれ委嘱して活動始めておられるのか、それによる成果は今の時点でどうなのかという辺りを教えていただけますか。

【西村教育長】 菱沼参事。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】 生涯学習スポーツ課、菱沼です。今年度は準備委員会を各学校で地域の方と話し合いながら進めています。毎月集まっているところもあれば 3 ヶ月に 1 回集まっておられるところもあり、地域の特色や学校の特色に合わせて進んでおります。また、コーディネーターの育成に関しましては 2 ヶ月に 1 回研修を開いており、各学校の進捗状況の報告、高島、甲西、湖南市の小学校等に視察研修にも行きまして、管理職や地域学校協働活動推進員共に参加し研修を深めております。各学校と地域の保護者、家庭との研修や交流も行いながら進めているところです。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 それぞれ推進しておられるということですね。そうすると、来年度の今頃に学校評価がでるわけですが、来年度は少なくとも 4 になるという見通しだという理解でよろしいですか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 4 になっていくという見通しで進めております。

【西村教育長】 瀬古委員よろしいですか。では他にご質問等はございませんか。南出委員どうぞ。

【南出委員】 3 番目の学力向上推進事業に関してですが、プールについて、今年は野洲小と野洲中がスポーツセンターとか B&G のプールを利用されていると思いますが、この先どのようにスポーツセンターなどのプールの利用が進むのか、評価委員の方がおっしゃっているようにもう一度学校内のプールを利用されるのか教えていただけますか。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 小中学校のプールの集約化になりますが、現在行財政改革推進プランが市長部局で進められております。その中の一つのメインとなっております。今年度中に方向性を出していかなければならないということで検討しています。学校施設に絡みますので教育総務課と水泳授業に絡みますので学校教育課とで協議をしています。

方向性は行財政改革の中で進められますので、今後の財政的な負担を軽減していくことが主になってきますので、そういった面では全ての学校のプールを更新するとなると負担が大きく、1枚当たり1億3,000万円から1億9,000万円ぐらいの範囲で負担が出てきます。野洲小学校のプールはもうすぐ解体しますのでその1校を除いたとしてもあと8校分この額がかかってくるというところでは集約するという方向性は変わらないかと思います。全てを更新というのはなかなか難しいかと思います。ただ、どのように集約していくかということは公共施設の利活用という面でサンネスを使っていただきます。そこで授業ができる枠が問題でして、サンネスは会員運営ですので、会員の枠を削減してまで学校授業に協力していただくという面では難しいところもありますので、今は休館日の週1日を使って授業を行っている状況です。

それと、B&Gのプールもかなり老朽化が進んでいますので今回の集約化を見込んで大規模改修の計画をしています。今のところの予定ですが、令和8年度に工事をする予定をしています。令和9年度には新しいB&Gのプールを使っていたらかなと思っています。尚且つ更衣室が今小さいのでその拡大やプールの水も温水ではありませんので加温設備を設置してできるだけ温水に近づけて5月から10月までの期間で使っていきなと思っています。今はその2施設を基本に、ただそれでも全部の授業数を確保できませんので、1校だけですが北野小学校のプールを更新するという案もございまして、その案について学校へ意見を聞いているところでございます。

【西村教育長】 南出委員。

【南出委員】 ありがとうございます。プールは夏に使用して次に使うのは1年後で、使う時にまた老朽化で手をつけないといけないところが多々あると聞いています。来年度そういうことがあるであろうという前提で予算を立てていただけると助かります。

【北脇教育部次長】 プールだけでなく学校施設で緊急な修繕があったときのために、修繕費は見ていますけども、優先順位をつけて計上していければと思います。

【西村教育長】 よろしいですか。では他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第58号、令和4年度（令和3年度実施事業対象）野洲市教育委員会点検・評価について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第58号は可決されました。

次に日程第6、報告事項に移ります。報告事項①、令和4年第6回野洲市議会臨時会における教育委員会委員の任命同意並びに教育長職務代理者の指名について、事務局より説明をお願いします。馬野部長お願いします。

【馬野教育部長】 報告事項①、令和4年第6回野洲市議会臨時会における教育委員会委員の任命同意並びに教育長職務代理者の指名についてご説明いたします。資料2ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記のとおり瀬古委員の同意を求めたところ全員賛成で議会の同意を得ましたので報告をさせていただきます。瀬古委員におかれましては、引き続き4年間よろしく願いいたします。

次に資料の3ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、次におり南出委員を教育長職務代理者として予め指名をさせていただきました。南出委員におかれましては職務代理者としてよろしくお願いたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項②、令和4年度第2回野洲市社会教育委員会議の概要報告について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。報告事項②、5ページから7ページでございます。

今年度第2回目の野洲市社会教育委員会議を去る9月30日金曜日に市役所2階の庁議室において開催いたしました。出席者は資料のとおりでございます。8月に委員の改選があり、今回は改選後初めての会議となりますので、まず委員長と副委員長の選出を行いました。委員長に4号委員の高木委員、副委員長に2号委員の駒井委員が選出されました。

議事につきましては、社会教育委員の在り方についてを議題としまして委員間の意見交換をしていただきました。まず高木委員長から、「社会教育委員として大事なことは自分で調査・研究を行うことである。全部が全部やる必要はなく自分の分野で構わないので行動に移して行ってほしい」と提言がございました。また、「学校との連携も視野に入れてつながりやネットワークを作り、次の世代を活かしていける取り組みを進めることや家庭教育についても一つの視点をもってやっていかなければならない。社会教育委員として学校、地域、社会の連携が大事である」と意見がありました。

各委員からも多くのご意見がございました。その中で今後進めていくコミュニティスクールに関しては、「学校が見る子どもたちの姿と地域の人が見る子どもたちの姿、同じ子どもだが見方や見え方が違う。情報交換をしながら学校で足りない部分を地域の活動の中で支援し、逆に地域の方でももう少し力をつけた方がいいこともある。今後CSを進めるにあたって学校と地域、そして家庭の連携や協働が重要であるというご意見や、現在子どもを取り巻く家庭環境について家族構成を変えることはできないので、家族では担えないところを地域で支えていけたらいいのではないか」といった意見がございました。そのほか、「地域にはいろんなユニークな人がいて、いろんな力を持っている人がいる。学校の教師の狭い世界だけではなく、子どもにとって学校で生活している時間とは本当に学校にいるときだけで、それ以外は地域で生活しているのだから、そこをもっと社会教育の側面から支えていくことができる地域の人などつながっていくことが重要であり、社会教育の大事さを感じた」というご意見がございました。

今後、行政主催の会議から脱却するためには、社会教育委員自身の学びが大切になります。それぞれの地域や団体だけで話合ったり活動したりしては地域全体を活性化することは難しいと考えます。社会教育委員が主体となって自主的な勉強や打ち合わせを行ったり、地域や様々な団体の方が一緒に話し合いを行ったりする繋がることが重要だと思います。それにより各団体の活性化が図られ、地域の活性化にもなります。社会教育委員の活動に今後も期待をしていきたいと思っております。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はご

ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和4年9月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 報告事項③の令和4年9月度定期監査の結果についてご報告いたします。8ページをご覧くださいと思います。

令和4年9月28日水曜日に教育総務課、学校教育課、教育研究所を対象に監査が行われました。監査の結果、いずれも全般を通じてその処理状況は適正と認められましたが、学校教育課、教育研究所に意見をいただいています。検討・改善事項としましては、先に報告しております市内小学校における教員の不適切な言動に係る事故の関係でございます。読み上げさせていただきますと「7月25日に発覚したいじめ事案（2月発生分と併せて2件）について、9月28日の定期監査において、いじめ事案の状況確認をしたにもかかわらず監査資料のどこにも記載もされず、報告もないまま、監査の翌日に報道機関より全国に発表されて初めて事案が発覚した。当該事案がどこにも報告されずニュースで判明するような事態は極めて異常であり、野洲市教育委員会は隠ぺい体質にあると思わざるを得ない。いじめ事案発生の対応は当然として、重大事件隠匿の問題の大きさを組織内で再確認され、今後再びこのようなことがないよう処置されたい。」というものです。

それに対し、学校教育課、教育研究所からの措置状況としましては、「まず今回の事案が発生し学校での調査が一定終了した時点で、被害児童とその保護者の意向を十分踏まえた上で学校説明会、全校説明会を実施した。そして学校で起こったことを保護者に公表することが隠ぺいを防ぐ手立てだと考えていました。また、誰が被害児童なのかという好奇の目が当人に向けられるような事態を避けたいとの思惑もありました。しかし、子どもを守るべき教員がいじめを起こしたことは非常に重大な事案であり、今となっては積極的に公表すべき事案であったと反省しております。今後このような事態に至らないよう改めていきたいと考えています。なお現在、今後の対策などを盛り込んだ事故報告書を作成し、専門家のご意見をいただいたうえで公表する予定をしております。」と措置状況を報告しています。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はいかがでしょうか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 一言だけ申し上げておきます。監査委員さんがおっしゃっていることはごもつともだと思います。それを踏まえて専門家の意見を聞いておられるのだと思いますが、対策を盛り込んだ報告書を公表するだけでなくその対策を着実に実行していただいて、こういう事案が二度と起こらないようお願いしたいと思います。

【西村教育長】 よろしいですか。他にご質問等はいかがでしょうか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、野洲市立小中学校に係る上半期の状況について、事務局より説明をお願いします。吉田参事をお願いします。

【吉田学校教育課参事】 学校教育課、吉田です。報告事項④、野洲市立小中学校に係る上半期の状況についてご説明いたします。11ページから15ページをご覧ください。市内小中学校の生徒指導の諸問題を中心に報告いたします。

4月から9月にかけての市内小中学校の様子は、大きな問題行動もなく全体的には落ち着

いた学校生活を送っていました。生徒指導上の諸課題の傾向としては、問題行動の件数は小学校は減少、中学校では増加しております。小学校では全国的に暴力行為が増加し対教師暴力や低年齢化が見られますが、野洲市においては生徒間暴力が目立つのが特徴です。一方中学校では、近年ではあまり見られなかった喫煙や不良交友の件数が今年度は多く報告を受けています。これは同じ生徒が繰り返している現状にあり報告事案が増えました。また、一部の中学校の1年生で生徒間暴力が多く見られたのが特徴です。

いじめの認知件数は小中学校ともに増加しております。認知件数の増加は残念なことでありますが、小さなトラブルでも教職員がいじめという視点で丁寧に見ている表れでもあります。早期に発見し組織的に対応していくように学校でも継続して指導をしているところです。

不登校児童生徒数は小学校では減少、中学校では増加傾向にあります。小学校ではここ数年、朝の登校から丁寧に関わり、個々の背景を捉えてきめ細かな対応を継続することで今年度大きく改善した小学校もあります。中学校では、3中学校とも別室を開設し、教室復帰に向けたスモールステップを踏めるような取り組みを続けておりますので、成果が期待されているところです。また、ふれあい教育相談センターの適応指導教室や家庭訪問型学習とも連携を図っているところです。

次に交通事故の状況です。小中学校とも例年より増加しております。特に中学生の自転車の運転中の事故が目立ちます。1学期に発生している事故は1年生の事故が多いようです。例年、入学当初自転車運転に慣れていない生徒や部活動が始まって荷物が増えたときに発生しているケースが多いですが、今年度はスピードの出しすぎやハンドル操作ミスなど個人の意識や技能が原因のものがほとんどです。3中学校とも交通安全教室を実施していますが、内容の工夫であったり3年間継続した交通安全指導を行うよう指示しているところです。

このような上半期の状況ですが、今後の学校の取り組みとして次のような取り組みを継続して進めます。1つ目は、教職員の情報共有と組織的な対応の実践です。非常に忙しい中ですが、児童生徒の情報共有を常に行い、担任のみで対応することなく、学年や学校をあげて組織で対応することが重要です。

2つ目は、関係機関や専門家との適切な連携を図ることです。近年学校現場ではスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携を図ることがスムーズになってきました。学校の諸問題に対して学校だけの対応は限界があります。関係機関や専門家と常に連携を図るようにしていきます。

3つ目は、いじめの早期発見と対応です。4月から生徒指導連絡協議会や各校の研修の場面で、今年度県教委が作成された「いじめ対応リーフレット」を活用し、教職員の認知力と組織対応力の向上を目指した取り組みを進めています。また今年度は、いじめの認知だけでなく、各校においていじめの解消確認に取り組んでいます。発生後の対応だけでなくその後の継続指導に力を入れるということです。

4つ目は、不登校児童生徒への丁寧な対応です。学校での居場所づくりを積極的に進め、機関連携を進めながら、個々の背景や現状を把握し、丁寧に関わることが大切です。登校したという結果だけに捉われることなく、児童生徒の将来の社会で生きる力の育成を目指し

た関わりを各校で進めていきます。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はありませんか。山崎委員どうぞ。

【山崎委員】 諸問題の傾向で、小学校、中学校でも生徒間暴力があるということでしたが、子どもたちのコミュニケーション力、言葉で自分の思いをしっかりと伝えるということがなかなかうまくいかないことの影響でしょうか。また、ある中学校の1年生で多く見られるとのことでしたので、たまたま今年度だけそういう傾向が強かったのでしょうか。中学校に進む時点でいくつかの小学校が一緒になって新しい人間関係ができます。1年生に多いことが全体的な傾向なのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 吉田参事。

【吉田学校教育課参事】 今おっしゃられたように、確かにコミュニケーションの不足というか、人間関係の希薄化というのは傾向としてあると思われま。ただコロナの影響かといえば、その部分も決してないとは言えないんですけども、それよりは、小学校から中学校にかけていろんな集団的な遊びであったり、そういった部分で人間関係を構築してきてるところが少し薄いように感じられます。

それから中学校1年生での生徒間暴力ですが、おそらく、その中学校の様子を見てましても、毎年1年生で生徒間暴力があるというわけではないですので、今年度たまたまという部分もありますし、ただ、中学校1年生は今までも、中1ギャップというような言葉もありますように、環境が変わりますので、そういう部分では小中連携した取り組みや指導の中、学習の中で同じような目線で努めていくという取り組みが必要かなというふうに思っております。以上です。

【西村教育長】 山崎委員どうですか。

【山崎委員】 ありがとうございます。、学校の取り組みのなかの組織的な対応、実践を挙げてくださっています。今、身近なところで、小1ギャップで母子分離がスムーズにいかず困っておられる親子と一緒に行動することがありました。単級の学校ですので、1年生の児童大勢に関わる担任が1人で対応するというのは大変だろうと思います。管理職や教務の先生のもアプローチし、最近少しずつ改善されてきたように見受けています。組織的対応の大切さを身近で痛感しましたので、今後も各校で実践していただきたいと思います。以上です。

【西村教育長】 今のは要望ということによろしいですか。

【山崎委員】 はい。

【西村教育長】 では他にご質問等はありませんか。南出委員どうぞ。

【南出委員】 先ほどいじめの解消確認の選定をおっしゃったのですが、このいじめ認知があつて、その下に欠席の欄がありますが、いじめによって欠席が続くということは実際あるんでしょうか。

【西村教育長】 吉田参事。

【吉田学校教育課参事】 おっしゃられたように、いじめによって欠席が続くという事案が今年度あつたというわけではないです。ですが、いじめが起因となって欠席が続くというような事案もありますし、今年度、中学校で日数は2、3日だったんですけども、欠席されて

るというような事案はあります。以上です。

【西村教育長】 よろしいですか。では他にご質問等はございませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、野洲市立幼稚園の係る上半期の状況について、事務局より説明をお願いします。西村課長をお願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。報告事項⑤、野洲市立幼稚園に係る上半期の状況についてでございます。資料としましては、報告事項の16ページをお願いします。

まず、上半期の不登園の状況でございます。当該事項につきましては、10月31日現在の状況で書かせていただいております。それと月7日以上欠席者人数をここに挙げさせていただきます。令和4年度、全体で合計103人となっておりますが、この中にはコロナで罹患した方や濃厚接触者になった方、家族の発熱などを含めた分がこの件に含まれておりますので、コロナ関係を除きますと減少傾向になってございます。この合計欄の下のところの内コロナ関係ということで89人と書いております。103人から89人を引きますと14名という形になります。それと、ここではちょっと書いてないですけども、令和2年度コロナ関係を調べましたら33人中10人ということなの引くと23人。令和3年度では62人中19人、コロナ関係を引きますと43人ということになってございますので、今年度は大分、コロナ関係以外では人数が減ってきたというようなことになります。また昨年度は、コロナ感染を心配して登園を控える園児もおられました。今年度は減っている状況で、1人が10日間1回だけ欠席をされていますが、その後は登園されています。あと欠席された場合はこまめに電話をしまして体調確認をしたり、欠席が続く場合には自宅に訪問するなど状況把握に努めているという状況です。また、家庭の事情、保護者の仕事の都合や生活リズムの乱れ等で送迎や登園が難しいという理由により欠席されるケースもあるんですけども、例えば職員が迎えに行ったり、預かり保育を薦めたり、保護者と相談しながら登園が出来るように促しながら登園していただけるよう努力しているということでございます。

続いて17ページです。上半期の事故報告でございます。ここで資料の訂正がございます。下のほうに考察という欄があるんですけども、「今年度の特徴として」というところで、③番の下、「認識してスピード調整を」で終わってしまっておりますので追記をお願いしたいのですが、「スピード調整をするなど身のこなしが未熟などにより怪我につながった」と追記していただきたいと思っております。申し訳ございません。

当該表は10月31日現在の状況で事故の件数を表しております。合計で令和4年度46人となっております。令和2年、令和3年と比較して増加している状況にあります。単独での転倒、接触による転倒、遊具からの落下、近くにいた友達の玩具とか文具等が当たり負傷などというような事故がございました。

①番の学年別では5歳児が多いんですけども、例年より4歳児が多くなっています。4歳児はだんだん活発になって色々な事に挑戦しようとするんですけども、身体の未熟さと自分の力と行動に差が生じている事が原因と考えられます。園では生活や遊びの中で、意識して体づくりを取り組んでいましたけども、長期に渡る新型コロナウイルス感染症による子どもを取り巻く生活環境の変化により、体を動かす機会の減少が一定影響しているのではないかと考えております。

次に②番の月別では9月、10月が多いです。だんだん園に慣れて行動が活発になるということが要因だと考えております。

次に③番の時刻では11時から12時が多く、午前の活動から給食に入り一番園児が活動する時間帯となっています。また15時から18時の間も園児数は減るんですけども、預かり以外の時間と変わらない数となってございまして、よりいっそう注意が必要な時間であると考えてございます。

次に④番の負傷部位については、目・鼻・口が圧倒的に多くなってございます。手を付かずに顔からぶつかる事が多く、空間や距離の把握、身のこなしが難しいということが考えられます。今後に向けまして、園では体を動かすことを進めてきましたが、どうしてもコロナの対応として制限された活動となっていました。最近では制限せず活動できるようになってきたことから、継続して生活や園の中で体力づくりに繋がる活動を家庭とも協力しながら行っていきたいと考えてございます。また園児にも年齢に応じて判断する力を身につけていくような保育を実践していきたいと考えております。今までも重複して実施してまいりましたが、これもより深めていくというふうに考えています。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、中主小学校旧館棟改築工事のスケジュールの変更について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長をお願いします。

【鎌田教育総務課長】 教育総務課の鎌田です。報告事項⑥、18ページ、19ページをご覧ください。先ほども挙がっておりましたが、次回の全員協議会でも報告しようとしておりますが、中主小学校の改修のスケジュールを見直しましたのでご報告をさせていただきます。

実際の見直しの理由といたしましては、今年度の4月から報告させていただいておりました、土壌汚染対策の関係で工事の進捗に遅れが生じたこととございます。現在改築工事、19ページの全体の配置図でいきますと、ちょうど敷地の真ん中になりますけれども、こちらが旧館の改築工事になります。期間が令和5年の5月末ごろまでかかると変更後のスケジュールでは考えてございます。その関係で、旧館棟改築工事が終わって次に取り掛かろうと全体計画で考えておりました、19ページの全体配置図の右、新館棟大規模改修工事ですけども、こちらは令和4年度中の着手はできないということで、令和5年度に改めて工事に入っていきたいということで、令和4年度の予算は先ほどの11月補正で全て減額をさせていただいて、令和5年度当初予算に改めて要求をしまして、令和5年度の6月から工事着手ができればというふうにスケジュールを見直し、その新館棟大規模改修工事の完了を夏休みの期間までという形で、令和6年の8月までを現在見込んでおります。

新館棟が出来上がりますと、全体配置図のプールの上にあります仮設校舎が必要なくなりますので、仮設校舎を全部解体しまして、最終、令和6年10月頃には中主小学校の大規模改修が全て終わるという形で予定をしております。以上報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、野洲市発達支援センター等新築工事に伴う工事期間の延長について、事務局より説明をお願いします。橋本所長をお願いします。

【橋本ふれあい教育相談センター所長】 野洲市発達支援センター等新築工事に伴う工事期間の延長について報告いたします。発達支援センターの新築工事をただいま着工しており、工事期間を令和5年3月24日と予定していましたが、工期の延長が見込まれるということになっております。理由といたしましては、建築主体となる鉄骨部材の納期が遅れておりまして、今聞いているところによりますと、11月下旬頃に搬入という報告を受けていることから、関係者と協議をした結果、3ヶ月から4ヶ月の延長という見込みであることを報告させていただきます。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑦について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑧、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 報告事項⑧、職員の任免等についてご報告いたします。報告事項22ページをお願いいたします。

まず会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員1名の採用を報告するものでございます。採用の所属および期日につきましては記載の通りでございます。また退職者はございませんでした。

次に職員の許可・承認等でございますが、正規職員の部分休業承認1名、分限休職承認1名、分限休職延長承認1名、育児休業延長承認1名、兼業請求による営利企業等従事許可承認1名、会計年度任用職員の介護休暇延長承認1名の計6名の承認を報告するものでございます。許可の期間等詳細につきましてはご確認をお願いいたします。以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

本日追加の案件になります。報告事項⑨、市長による委任専決処分の報告について、事務局より説明をお願いします。西村課長お願いします。

【西村子ども課長】 追加の案件ということで、本日お配りしました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

市長による専任の専決処分の報告という事で、地方自治法に基づき和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定において、下記のとおり市長による専決処分が行われましたので報告をいたします。

題名としまして、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、専決日は令和4年11月9日です。概要としまして、令和4年9月2日コメリハードグリーン中主で駐車場内において発生した公用車と一般車両との接触事故に際し、相手方と和解し損害賠償額3万9千円を定めました。詳しい内容につきましては次のページでございます。事故の状況につきましては先ほど言いましたコメリの駐車場で、物品を車に積載する必要があったことから、前面駐車にて駐車し、積み込んだ後バックで出発する際、横の駐車場に入車する車両に気づかず接触をしました。公用車のほうは後方バンパーの一部、相手側の車両についてはドアの一部が損傷しました。双方の運転手および同乗者（公用車側1名）に怪我はなしということでございます。

対応状況としましては、直後に警察に連絡し、事故の状況を報告したことで、相手方とは

今回、令和4年11月9日で和解をしまして、損害賠償額は下記の通りという事で、基本的には過失割合は50対50ということでして、野洲市の支払い額としては3万9千円、相手方の支払い額が1万5,630円で和解を致しました。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑨について、ご質問等はないでしょうか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。宇都宮館長。

【宇都宮図書館長】 令和4年度第3回図書館協議会の開催についてご案内いたします。12月16日金曜日、午後7時から野洲図書館本館のホールで開催する予定です。以上です。

【西村教育長】 他に何かございますか。行俊次長。

【行俊教育部次長】 歴史民俗博物館の行俊です。博物館の改修工事に伴う休館の予定につきまして報告をさせていただきます。

博物館では、防災設備等の更新工事を行います。これは国の補助を受けまして、今年度実施設計と工事を年度内に全部行うもので、これから工事に入るところでございます。休館の期間としましては、1月5日から3月下旬頃までを予定しております。休館の間、博物館の展示室につきましては見学できないんですが、弥生の森歴史公園の部分と体験学習の体験工房はこの期間中も通常通り使っていただけるように開園いたします。

自動火災報知設備、非常防火設備などの更新工事になるんですが、検査を受けまして、それが終了しましたら速やかに開館するように努めていきたいと思っております。機器類の入荷の時期の確認や工程の調整などに時間がかかり報告が遅れましたこと、大変申し訳ございませんでした。以上です。

【西村教育長】 今の件よろしいですか。では、他に何かございますか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 大阪府の岸和田市で2歳の園児を保育園に預けたと思い違いをして、自家用車に置き去りにして死亡させるという事案がありました。これはもちろん保護者の過失によるものですが、一方で保育園側が無断欠席した園児の保護者に安否確認の電話を一本入れていれば助かった命かもしれない。9月24日の定例会でも、小学校、幼稚園、保育園とも保護者からの欠席連絡がないのに、園児あるいは児童がいない場合には、担任が必ず保護者に連絡するシステムになっているというお答えをいただきましたが、非常に重要なことですので、今回の事案を踏まえて、確実にシステムが運営されているのか改めて確認をしたいと思えます。以上です。

【西村教育長】 今の意見についてどうですか。西村課長お願いします。

【西村子ども課長】 子ども課長西村です。今、瀬古委員に言っていただきましたように、岸和田の事件につきまして、私たちも他人事ではなく、自分のことのように捉えないといけないと思いました。その中で、今までから園児さんが休む時は必ず電話で確認していただくということは実践していただいていますし、どういうふうに確認しているかということを確認したところ、園職員室にボードがございまして、その中で、本日の園児の状況がひと目でわかるような取り扱いをしていると。あと、園の保育室の中にもクラス毎にこの表があって、それで確認してるということで、保育室と職員室で確認してるということです。

ただ、そういうシステムにはなっているんですけど、岸和田の事件ですと、電話をしようと思ったところで別の電話がかかってきて確認できなかった、忘れていたということがあ

るので、そういうことがないように、もう一度体制の見直しをしてもらうように本日園長会がありましたので、その場でも伝えさせていただいたのと、システムについて、ICTのシステムを進めていますので、このシステムがしっかり稼働できるように進めていきたいと考えております。以上です。

【井上教育部次長】 小中学校においても同様に、この前報告させていただいたとおり、学校現場としては、無断で欠席、担任が朝行った時に保護者から連絡を受けてないというケースについては、連絡するというシステムが稼働していますが、再度校長、教頭のほうには注意喚起をしていきたいと思っております。以上です。

【西村教育長】 瀬古委員よろしいですか。

【瀬古委員】 何をおいても子どもの命に勝るものはないわけですので、野洲市ではそのような悲惨な事故が起こらないよう是非ともよろしく願いしたいと思っております。以上です。

【西村教育長】 他に何かございますか。よろしいですか。ないようですので、次に日程協議に移ります。まず、12月教育委員会定例会は、12月21日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

次に、来年1月教育委員会定例会についてお伺いします。1月教育委員会定例会は1月18日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって1月教育委員会定例会は、1月18日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。